

京都市京北区域過疎地有償運送運営協議会規則を公布する。

平成25年11月15日

京都市長 門川大作

京都市規則第101号

京都市京北区域過疎地有償運送運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、京都市京北区域過疎地有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例第3条に規定する市長が適当と認める者は、道路運送法第79条の4第1項第5号に規定する国土交通省令で定める関係者（その関係者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員、職員その他の者）とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集及び議事)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、都市計画局において行う。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。

(都市計画局歩くまち京都推進室)